様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年　1月　20日    　　経済産業大臣　殿  　（ふりがな）なんとぎんこう  一般事業主の氏名又は名称　株式会社　南都銀行  （ふりがな）はしもと　たかし  （法人の場合）代表者の氏名 取締役頭取　橋本　隆史  住所　〒630-8677  奈良県奈良市橋本町16番地  法人番号　5150001001622  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | (1)2024年3月期 統合報告書なんとレポート  (2)2021年度中間決算および今後の当行グループの取組について | | 公表日 | (1)2024年7月31日  (2)2021年12月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表。  (1)<https://www.nantobank.co.jp/investor/report/disclosure/pdf/2024_all.pdf>  (P6)ステークホルダーの皆さまの期待を超えるために  (P22、23)地域とともに発展するサステナブル経営  (P56)環境認識と取組の目的  (2)<https://www.nantobank.co.jp/investor/ir/pdf/ir2021091.pdf>  (P16)現経営計画の概要  (P18)当行グループの方向性 | | 記載内容抜粋 | ・近年は時間や場所にとらわれない銀行取引といったお客さまのニーズの多様化が進んでおり、そのような事業変化やお客さまのニーズの多様化に対応するためには、データやデジタル技術の活用が不可欠であると認識。  ・「地域を発展させる」「活力創造人材を生み出す」「収益性を向上させる」の三つを「なんとミッション」として掲げ、2020年から10年後を見据えた経営計画を策定し公表。  ・お客さまや地域が抱える課題解決を通じて、ステークホルダーに付加価値を提供し、当行の営業地域を発展させていく。  ・デジタル化によるお客さまの利便性向上やリレーションシップマネジメントの変革により、地域と共に発展するサステナブル経営を目指す。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記公表媒体(1)、(2)は取締役会で承認済。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | (1)2024年3月期 統合報告書なんとレポート  (2)2021年度中間決算および今後の当行グループの取組について | | 公表日 | (1)2024年7月31日  (2)2021年12月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表。  (1)<https://www.nantobank.co.jp/investor/report/disclosure/pdf/2024_all.pdf>  (P56)デジタル技術を活用した取組  （P58)データ活用の高度化  (2)<https://www.nantobank.co.jp/investor/ir/pdf/ir2021091.pdf>  (P25)全体像  (P27)デジタル投資-お客さまの利便性と当行グループの収益性向上① | | 記載内容抜粋 | ・最新テクノロジーとデータを駆使して、付加価値の高い情報やサービスを提供し、お客さまの課題解決や事業成長を支援することで、地域のサステナブルな発展に貢献。単なるデジタル化ではなく、「ゼロベース」であるべき姿を検討し、「抜本的」に業務フローを見直した上でデジタルを活用した改革を実施。  ・データの蓄積・整備・分析を可能とするデータ統合プラットフォームを構築。データに基づくお客さま起点のマーケティングにより、お客さまの潜在ニーズを掘り起こし解決するとともに、当行グループのデータドリブンな経営に向けた取組を促進。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記公表媒体(1)、(2)は取締役会で承認済。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて公表。  (1)<https://www.nantobank.co.jp/investor/report/disclosure/pdf/2024_all.pdf>  （P57)IT化支援コンサルティング  （P58)データ活用の高度化  （P59)グループ一体でのガバナンス強化 / デジタル人材育成  （P62)お客さまに選ばれる銀行を目指して  (2)<https://www.nantobank.co.jp/investor/ir/pdf/ir2021091.pdf>  (P31)人員計画-おもしろい人材の創出 | | 記載内容抜粋 | ・地域企業のデジタル化を支援する専門チームや「データ」の活用の高度化を目的としたデータマーケティングチームを稼働。バンキングアプリの開発ベンダーとビジネスパートナーとして連携。  ・グループ一体でのガバナンスを強化。  ・全役職員向けのデジタルセミナー・研修を実施し、人事制度改定時にITパスポート取得を昇格の必須要件に設定。  ・若年世代からの成長機会の整備や人材の多様化を通じて付加価値創造力を高め「おもしろい人材」を創出。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて公表。  (1)<https://www.nantobank.co.jp/investor/report/disclosure/pdf/2024_all.pdf>  （P57)優れたCXの創出  （P58)行内の生産性向上 / データ活用の高度化  （P59)変革を支えるインフラ、人材の整備 | | 記載内容抜粋 | ・原則来店不要の利便性や地域全体のデジタル化といった優れたCXを創造。  ・スマートフォン起点で業務を完結できる「ロケーションフリー」・「手のひらでの業務」の環境を構築。  ・データプラットフォームを構築し、データに基づくマーケティングとデータドリブンな経営を促進。  ・利便性と安全性を両立したデジタルインフラを整備しサイバー攻撃の脅威へ対応。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | (1)2024年3月期 統合報告書なんとレポート  (2)2021年度中間決算および今後の当行グループの取組について | | 公表日 | (1)2024年7月31日  (2)2021年12月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表。  (1)<https://www.nantobank.co.jp/investor/report/disclosure/pdf/2024_all.pdf>  (P22、23)地域とともに発展するサステナブル経営  (2)<https://www.nantobank.co.jp/investor/ir/pdf/ir2021091.pdf>  (P17)現経営計画の概要  (P26)デジタル投資 | | 記載内容抜粋 | 最新テクノロジーとデータの活用による当行と地域全体の発展、抜本的な改革による行内生産性の向上、人材の創出に係る指標として以下を設定。  ・奈良県GDP約3,500億円増加  ・経営人材創出数350人  ・ROA（単体）0.35％以上  ・事業収入：6億円増加  ・人件費：2.7億円削減（5年間累計額）  ・事務量：52％(人員換算で270名相当)削減 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月31日 | | 発信方法 | <https://www.nantobank.co.jp/investor/report/disclosure/pdf/2024_all.pdf>  （P78) トップメッセージ - お客さまから必要とされ続けるために | | 発信内容 | 実務執行総括責任者である取締役頭取より、「あらゆるものがデジタルシフトし、お客さまの意識も相当に変化している中、当行も様々なお客さまのニーズを満たすような変化が求められており、それにスピード感を持って取組んでいること」、「そのような状況を踏まえて、スマートフォンからロケーションフリーで銀行窓口と同様のサービスを快適かつ最先端のセキュリティで安全に利用できる新たなバンキングアプリのリリースや来店せずとも資産形成相談のできるオンライン相談を開始したこと」、「今後もお客さまのニーズを的確に把握し、お客さまの期待を超えるサービスの提供を続けていくこと」を発信。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　1月 | | 実施内容 | ・「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトから入力済。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・CSIRTにて中期計画・年次計画を策定し、平時より態勢整備･システム強化･監視運用･啓蒙･人材育成等の各施策に取組む。また、MUFG･システム共同化行とのアライアンス締結や、金融ISAC・地域金融機関との情報共有等の共助の活動にも取組む。  ・2021･2022年度にサイバーセキュリティの体制･技術をテーマにしたコンサルティングファーム･監査部コソーシングでの監査を実施。インターネット公開システム等に対する定期的な脆弱性診断の他、インターネット利用環境・イントラ環境や業務用スマートフォンへのペネトレーションテストを実施。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。